令和８年（フ）第１７２号
静岡県沼津市五月町10番15号　メゾンドエトワール202、前住所静岡県沼津市新宿町17番地の14
破産者　土佐谷卓利
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和７年（フ）第２２５号
愛知県豊川市金塚町２丁目72番地の11
破産者　山本　汰士
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第８７号
愛知県蒲郡市三谷町東二丁目205番地ベル・リアン205
破産者　小野　洋詩
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和７年（フ）第６０５８号
大阪市淀川区西三国１丁目７番29―407号
破産者　濱崎　翔也
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０５５号
大阪府枚方市印田町26番25―14号
破産者　西　　豊大
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０６８号
大阪府守口市南寺方南通１―７―38　グリンピア守口Ｂ207号室、開始決定時の住民票上の住所大阪府守口市寺方錦通２丁目２番11―401号
破産者　中井　誠司
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２６７号
大阪市住吉区清水丘３丁目４番２―501号
破産者　味乃家もっくこと　木家　康裕
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和７年（フ）第６２号
兵庫県たつの市揖西町住吉290番地
破産者　尾西八代子
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第２１号
兵庫県宍粟市山崎町神谷319番地５、住民票上の住所兵庫県宍粟市山崎町神谷389番地８
破産者　釜田　昌昭
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第３２号
兵庫県たつの市新宮町觜崎174番地　市営觜崎住宅１棟115号
破産者　辻本　邦雄
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和７年（フ）第７８号
岡山県岡山市北区表町一丁目１番８号　ライオンズタワー岡山表町901、破産手続開始決定時の住所岡山県笠岡市笠岡1727番地
破産者　東山　由佳
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第７４号
岡山県倉敷市連島中央４丁目７番40号　サニープレインⅡＣ、破産手続開始決定時の住所岡山県倉敷市中畝10丁目８番15―２号
破産者　水田　裕也
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第３９１号
広島県東広島市西条町寺家5467番地46　２Ｆ
破産者　大原　憲司
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３５号
広島県尾道市向東町1784番地１　シャトラン向島Ｂ108
破産者　小原　佳恵
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所尾道支部

令和８年（フ）第２３号
山口県萩市大字椿東2984番地　パールビル307号、前住所山口県萩市大字下小川700番地
破産者　隅野　恭平
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和７年（フ）第１０７号
愛媛県新居浜市中萩町14番211号　横山南団地211号
破産者　石井　　明
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第５号
愛媛県西条市玉津718番地１　ベル・クリスティＡ102号、開始決定時の住所愛媛県西条市神拝甲198番地２　ライブタウン神拝西303号
破産者　加地　亜久里
1　決定年月日　令和８年９月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所西条支部